

## 紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和2年 7月3日	<p>県内でのPCR検査の検査体制の一層の強化及び受検機会の拡大並びに疫学調査の実施体制の強化を図るとともに、ワクチンの早期実用化に向けて関係省庁・関係機関と連携し迅速に開発等が進められ、できるだけ早期に実用化し、国民に提供がなされるよう要望いたします。</p> <p>また、県が中心となって入院医療提供体制を整備するよう要望いたします。</p>	<p>(PCR検査の検査体制の強化、受検機会の拡大について) 県では、環境保健研究センターの検査機器増設や民間検査機関への委託などによりPCR検査体制の強化を図っているほか、二次医療圏ごとに、診療・検査医療機関の整備を進め、受検機会の拡大を図っているところです。(B)</p> <p>(疫学調査の実施体制の強化について) 疫学調査を行う保健所については、保健所間で必要な人員等の応援を行う体制を整備するとともに、OB職員等を採用するなど体制強化を図っているところです。(B)</p> <p>(ワクチンの早期実現化について) 県では、新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は、基金の創設など大胆な資金投入を行い、国産ワクチン製造の支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること、また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めるよう、全国知事会を通じて国に要望しているところです。(B)</p> <p>(入院医療提供体制の整備について) 県では、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる医療機関に対して、必要な設備(簡易陰圧装置、ECMO、人工呼吸器等)を整備するなど、必要な病床の確保を進めているところです。 また、新型コロナウイルス感染者のうち、軽症者等が療養する宿泊施設について、県内の複数の施設で381室確保しており、県内で患者が発生した際に速やかに活用できるよう体制を整備しています。(A)</p>	盛岡 広域 振興 局	保健福 祉環境 部	A : 1 B : 3

令和2年 7月3日	<p>本路線は、古館駅を起点とし国道4号に至る路線で、古館ニュータウンの開発に伴って整備されましたが、古館駅側の一部区間の歩道が未整備の状態となっております。また、町では古館駅前の快適な交通環境の形成のため、都市再生整備計画により令和元年から令和5年の5ヵ年において駅前広場整備を行うこととしております。これまでも部分的に歩行空間の整備をしていただいておりますが、交通の安全性の確保のため、落合橋の歩行空間の確保及び車道幅員拡幅等の整備促進について要望いたします。</p>	<p>落合橋の歩行空間の確保及び車道幅員拡幅等については、令和3年度から歩道整備のための詳細設計を行う予定であり、早期整備に向け取り組んでいきます。(A)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	A : 1
令和2年 7月3日	<p>本路線は、盛岡市内の国道46号盛岡インターチェンジ付近から、盛岡市道、矢巾町道、紫波町道、一般県道紫波雫石線を経由して主要地方道盛岡和賀線、紫波インター線に接続する重要な路線となっております。</p> <p>交差点や信号の設置が少なく、非常に利便性が高いことから秋田、盛岡方面から花巻、北上方面へ向かう、特に大型交通量が多い路線となっております。</p> <p>また、県道矢巾西安庭線とも接続しており、未整備となっている県道紫波雫石線の代替路線としても利用されており、雫石、紫波両町の交流を担う路線ともなっております。</p> <p>つきましては、物流、地域間交流を担う流通路として利用され、通過交通が多い本路線について、盛岡圏と花巻、北上圏を結ぶ広域的幹線道路として、早期に県道昇格されますよう強く要望いたします。</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格させてきたところ です。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークのあり方を総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	C : 1

令和2年 7月3日	<p>平成29年度の財政制度等審議会において、汚水に係る下水道施設の改築については受益者負担の観点から排出者が負担すべきとの考えが提示されています。仮に下水道施設改築への国費支援が縮小もしくは廃止されれば、人口減少が本格化する中、高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、住民生活が成り立たなくなる恐れがあります。</p> <p>また、下水道は地域から汚水を排除することにより公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域を保全するなど、公共的役割が極めて重要な事業であり、それは新設も改築も変わるものではありません。住民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水施設の改築において、従来水準を下回ることのない国費による支援継続を国に対し働きかけるよう要望いたします。</p>	<p>平成29年度の財政制度等審議会では、下水道事業における国費支援は、上水道事業に比べ、補助率が高く、その対象が広がっており、新設・更新はほぼ国費や地方債で賄われていることから、受益者負担の原則と整合的なものとなっていないとの指摘がされています。</p> <p>しかしながら、下水道施設は快適な都市環境・生活環境を形成するため必要不可欠で、施設整備や維持更新は継続して実施する必要があると認識しています。</p> <p>下水道施設は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、老朽化対策への必要な財政措置を継続するよう国に対して引き続き要望していきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	B : 1
令和2年 7月3日	<p>今日、TPP11、日欧EPAなど経済のグローバル化に伴い、地域農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。地域では、農業者の高齢化や新規就農者の減少により、担い手不足が深刻となっております。</p> <p>農業後継者の確保を加速化するためには、地域において現に担い手として活躍している中心経営体等の子弟が親元就農し、共に農業経営に参画し経営主が培ってきた技術、経営資源を生かしながら経営規模を拡大していくことが重要と考えます。</p> <p>現行の農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)制度では、親元に就農する場合、就農5年以内の事業継承が要件となっており、同制度の活用が困難な状況となっております。</p> <p>つきましては、担い手の子弟の就農を促進するための新たな親元就農支援制度の創設を要望いたします。</p>	<p>県では、新規就農者の育成及び就農後の早期経営安定に向け、農業次世代人材投資事業、県単事業、担い手育成特定資産事業などによる支援並びに農業改良普及センターによる生産技術・経営力の向上に向けた支援等を行ってきたところであります。</p> <p>農業次世代人材投資事業の準備型は、就農後5年以内に①事業承継すること、②当該親族で新たに法人化し、共同経営者となること、③研修終了後、交付期間の1.5倍(最低2年間)農業法人等への雇用就農又は独立・自立就農することのいずれかを満たすことで対象となります。</p> <p>また、これまでの国への要望の結果、農業次世代人材投資事業の経営開始型についても、親の経営と同一作物であっても新技術の導入等の取組を行うことで交付対象となるなど、担い手子弟の就農においてもより活用しやすくなっています。</p> <p>当事業は、新規就農者の確保・育成に重要な役割を果たしていることから、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に確保するよう、令和2年度も県では国に対し要望したところであります。</p> <p>今後においても、現場の課題等を見極めながら、親元就農者が更に活用しやすくなるよう国に対し要件の見直し等を働きかけていきます。(B)</p>	盛岡 広域 振興 局	農政部	B : 1

<p>令和2年 7月3日</p>	<p>紫波町日詰に所在する「平井家住宅」は、平成28年に国指定重要文化財に指定された民間所有の近代和風建築の住宅です。 文化庁では、所有者・管理者が行う国指定重要文化財の小修理や環境整備等の維持管理に対する間接補助制度（所有者への地方公共団体の補助に対して国が1/2補助）として「指定文化財管理費」を設けております。 つきましては、指定文化財管理費を活用した県補助を実施していただきたく要望いたします。</p>	<p>文化財の小修理や環境整備等については、その文化財の状況に応じた対応が必要となることから、文化財の保護に係る各種補助制度の活用等について、個別具体的に相談に応じていきたいと考えています。（B）</p>		<p>盛岡教育事務所</p>	<p>B : 1</p>
----------------------	---	--	--	----------------	--------------